# がん対策基本法

(平成18年法律第98号、平成19年4月施行)

# がん対策を総合的かつ計画的に推進



# がん対策関連の課題と対応について①

## 〇緩和ケアの推進について

#### 【課題】

- 基本計画の重点課題として「がんと診断されたときからの緩和ケアの推進」を掲げられ、平成24年4月より「緩和ケア推進検討会」を設置し、具体的施策についての検討を行っている。
- がん診療に携わる全ての医療従事者が、基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する。
- 緩和ケアを迅速に提供できる診療体制を整備するために、拠点病院を中心に緩和ケアチームや緩和ケア外来などの専門的な緩和ケアの提供体制の構築と質の向上を図る。また、地域完結型の在宅緩和ケアの充実を図る。

#### 【対応】

- 「緩和ケア推進検討会」での検討を踏まえ、平成25年度からは「緩和ケアセンター」の整備等による緩和ケアに関する組織基盤の強化に着手している。また、がん診療連携拠点病院の新指針において、緩和ケアの提供体制を強化し、平成26年1月に発出した。
- 引き続き、拠点病院における専門的な緩和ケアの提供体制の整備、緩和ケア研修会の受講率向上を図る。
- 今後は、拠点病院を含めた地域社会における在宅緩和ケアの提供体制の構築を図る予定。

#### 〇がん登録の推進について

#### 【課題】

・ がん登録は、データに基づく適切ながん対策を実施し、がん医療の質の向上を図るために不可欠。 しかし、全 てのがん患者が登録されていない、都道府県により取組に差があり登録漏れの把握や予後調査が実施できてい ないなどの問題があることから、基本計画では法的位置づけの検討も行うこととしていた。

#### 【対応】

平成25年末に「がん登録等の推進に関する法律」が成立したことから、今後、平成28年の法施行に向けて、政省令等の制定やシステム等の整備、研修や周知等を進めていく予定。

#### 〇小児がん対策ついて

#### 【課題】

小児の病死原因第1位である小児がんについては、基本計画に基づき小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるよう小児がん拠点病院と中核的な機関を整備することとされている。

## 【対応】

・ 平成25年2月に15病院を小児がん拠点病院として、翌年2月に国立成育医療研究センターと国立がん研究センター 一中央病院を小児がん中央機関として指定した。当該医療機関を中心として、更なる小児がん医療提供体制の整備 を進めていく予定。

# がん対策関連の課題と対応について②

#### ○拠点病院の提供体制について

#### 【課題】

拠点病院間の格差、拠点病院が未設置の空白の2次医療圏域の存在、特定のがん種に特化した診療を行う病院の位置づけ、がん診療提供体制に関するPDCA体制の構築等の課題が指摘されている。

#### 【対応】

• 「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、拠点病院の指定要件の強化とともに、空白の2次医療圏に設置する地域がん診療病院や特定のがん種に特化した特定領域がん診療連携拠点病院の指定要件を策定したところ(平成26年1月10日通知発出)。今後、本通知を踏まえ、各病院の指定を行っていく予定。

#### 〇がん検診の推進について

#### 【課題】

- がん検診については、検診受診率が依然として諸外国に比べ低いこと等の課題が指摘されている。また、がん検診は科学的根拠に基づいて実施することが必要とされている。
- 平成21年度より乳がん検診、子宮頸がん検診につき、クーポン券等の配布に取り組んだものの、未受診者が 相当数いる。

## 【対応】

- ・ 平成26年度補正予算で平成25年度がん検診推進事業の未受診の者に対し、クーポン券の配布や個別受診勧奨 に取り組むとともに、平成27年度当初予算案では、がん対策基本計画の受診率50%目標達成に向けて、引き続き クーポン券の配布や受診勧奨の実施に加え、要精密検査と判断された者を受診に結びつける取組を進める予定。
- 「がん検診のあり方に関する検討会」で国内外の知見を収集し、科学的根拠のあるがん検診の方法等を検討しており、今後もより効率的・効果的な施策等を検討していく予定。

#### ○がん研究戦略ついて

#### 【課題】

• 基本計画に基づき、関係省庁の連携のもとがん研究を戦略的かつ一体的に推進するため、今後のあるべき方向性と具体的な研究事項等を明示する新たな総合的ながん研究戦略を策定する。

#### 【対応】

• 基本計画に基づく新たながん研究戦略として、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3大臣確認のもと、平成 26年3月に「がん研究10か年戦略」が策定された。今後のがん研究は、本戦略をふまえ、がんの根治・予防・共生の 観点に立ち、患者・社会と協働するがん研究を念頭において推進していく予定。

健発 0 2 0 4 第 1 号 平成 2 7 年 2 月 4 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

厚生労働省健康局長 (公印省略)

平成26年度働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策 緊急支援事業の実施について

がんは、わが国において昭和56年から死亡原因の第1位であり、がんによる死亡者数は年間36万人を超える状況である。しかし、診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となってきていることから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要であることに鑑み、特に働く世代の女性に対して、がん対策を充実させ、がんを早期に発見することが重要であることから、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策(平成26年12月27日閣議決定)に基づく女性の活躍促進の一環として本事業が措置されたところである。

本事業の実施については、別紙のとおり「平成26年度働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業実施要綱」を定め、本日より適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、本事業を活用し、積極的な取組が図られるよう、貴管内市区 町村に対する周知をお願いする。

なお、本事業については、平成25年度補正予算の事業とは、対象者や補助対象 経費等が異なっているので、留意されたい。

# 別紙

平成26年度 働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業 (平成25年度がん検診推進事業の対象者のうち、過去の未受診者を対象とする事業) 実施要綱

# 1 目的

この事業は、働く世代の女性支援のためのがん検診をより一層推進するため、 市町村及び特別区(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。)(以下「市区町村」という。)が実施する子宮 頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券を送付して、受診 を勧奨するとともに、そのうちの未受診者に受診を再勧奨することで、検診受診 の動機付けの向上によるがん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、が んによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

#### 2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

#### 3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」(平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)に定めるがん検診と同様に行うものとする。

## 4 対象者の考え方

対象者は、下表に定める年齢に該当する者であり(平成25年度がん検診推進事業の対象となった者)、過去5年度に一度も市区町村の実施する子宮頸がん、または、乳がん検診を受診していない者とする。

対象	生年月日				
子宮頸がん	平成 4	(1992)	年4月2日~平成 5 (1993) 年4月	1 日	
	昭和62	(1987)	年4月2日~昭和63 (1988) 年4月	1 日	
	昭和57	(1982)	年4月2日~昭和58 (1983) 年4月	1 日	
	昭和52	(1977)	年4月2日~昭和53 (1978) 年4月	1 日	
乳がん	昭和47	(1972)	年4月2日~昭和48 (1973) 年4月	1 日	
	昭和42	(1967)	年4月2日~昭和43 (1968) 年4月	1 目	
	昭和37	(1962)	年4月2日~昭和38 (1963) 年4月	1 日	
	昭和32	(1957)	年4月2日~昭和33 (1958) 年4月	1 日	

# 5 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象者に対するクーポン券の送付
- (2) 5 (1) のクーポン券を送付した者のうち、年度途中で未受診の者に対するハガキや電話等による受診再勧奨の実施
- (3) 対象者のがん検診台帳の整備
- (4) クーポン券の利用による、がん検診の自己負担分の現物給付措置の実施

#### 6 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

- (1) この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」(以下「交付要綱」とする)に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。
- (2) 本事業における事務費の対象経費は、5 (1) から (3) の事業を実施する費用とする。
- (3) 本事業における検診費の対象経費は、5 (4) における自己負担額相当部分の費用とする。ただし、受診者に自己負担額を請求する場合には、6 (1) に示す単価との差額を対象経費とする。

#### 7 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

## 8 その他の留意事項

(1) 職域の者等の取扱いについて

医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団など(以下、「保険者」という。)被保険者本人及び扶養親族で、保険者によるがん検診など職域のがん検診(人間ドック等によるがん検診を受ける際の費用助成を含む。)を受けられる者は、本事業によるがん検診ではなく、保険者等による検診の受診を優先してほしい旨をクーポン券に記載し、配布する際に周知すること。

# (2) 再勧奨について

受診再勧奨を行っても、がん検診を受診しない者については、今後のがん 検診受診率向上施策に資するため、未受診の理由(平日の受診が困難など)を 把握するよう努めること。

また、事業の実施に当たっては、相談員を配置するなど、対象者等からの 問い合わせに対応できる体制を整備すること。

# (3) 受診案内、クーポン券について

受診案内、クーポン券は厚生労働省が示す見本を踏襲しつつ、受診案内については、地域の状況や対象者の特性に応じたソーシャルマーケティングの手法を踏まえる等、受診行動につながる効果的な内容とすること。

また、クーポン券については、検診対象者及び検診実施機関において、当該市区町村が発行した真正のクーポン券であることを容易に確認できるよう、必ず公印を付すとともに、これまでに配布したものと混同しないよう、クーポン券の色を変えるなどの配慮をすること。

#### (4) 本人確認について

検診実施機関に対しては、クーポン券に記載された氏名及び住所について、 必ず保険証などで本人確認を行うよう周知を図ること。また、保険区分につい ても、必ず確認し、台帳に記載しておくこと。

## (5)検診受診の利便性向上について

市区町村は、休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等他の検診(健診)との同時実施、マンモグラフィ車の活用等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。

また、本事業に併せて、対象者が胃がん、肺がん、大腸がん検診を受診しや すい環境づくりに配慮するよう努めること。

## (6) 検診に関する情報提供について

市区町村は、検診実施時間及び検診場所に関する情報を容易に入手できる方策や、予約の簡便化、直接受診に結びつく取組等、対象者に対する情報提供体制に配慮するよう努めること。

#### (7)他の市区町村での受診に対する配慮について

市区町村は、当該市区町村に居住する対象者が、別の市区町村で検診を受けることについて、地域の実情に応じて近隣の市区町村及び県域を越えた市区町村との連絡を密にするなど、一定の配慮を行うこと。

## (8) 要精密検査とされた者に対する周知について

検診結果が「要精密検査」とされた者については、必ず精密検査を受診するよう、周知するものとする。

その際には、精密検査を受診しないことにより、がんによる死亡の危険性が 高まるなどの科学的知見に基づき、十分な説明が行えるよう、医師による対面 での説明が望ましいこと。

なお、医師による対面での実施が困難等であり、通知による場合であっても、 市区町村において、精密検査の受診勧奨に努めること。

# (9) 精密検査の結果について

検診実施機関で精密検査を行った場合、その結果を市区町村に報告するよう 求めること。

なお、検診実施機関とは異なる施設で精密検査を実施する場合は、検診実施機関において、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めるとともに、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

# 「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」(抜粋)

## (交付の対象)

- 3 (8) ア 疾病予防対策事業費等補助金
- (コ) 働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業

平成27年2月4日健発0204第1号厚生労働省健康局長通知の別紙「平成26年度働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業実施要綱」により市区町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。)が行う事業

項	1区分	2種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
健 増 対 費	世の性援たのん診受代女支のめが検未診	世の性援たのん診受者策代女支のめが検未診対緊	合計額 (1)検診費 厚生労働大臣が必要と 認める単価×検診件数と する。 ただし、市区町村において、受診者に自己負担額 (単価ー自己負担額) × 検診件数とする。	働く世代の女性支援のためのがん 検診未受診者対策緊急支援事業の実施に 必要な次の経費 1 検診費 子宮頸がん及び乳がん検診にお ける自己負担相当部分 2 事務費 賃金、需要費(備品購入費、消 耗品費、印刷製本費)、役務費 (通信運搬費、手数料)、会議 費、委託料、使用料及び賃借料	1/2

平成27年度 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 実施要綱(案)

# <子宮頸がん・乳がん検診>

#### 1 目的

この事業は、市町村及び特別区(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。)(以下「市区町村」という。)が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券を送付して受診を勧奨するとともに、そのうちの未受診者に再勧奨を実施することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

#### 3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」(平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)に定めるがん検診と同様に行うものとする。

## 4 対象者の考え方

対象者は、下表に定める年齢に該当する者とする。

対象	生年月日				
子宮頸がん	平成 6	(1994)	年4月2日~平成 7	(1995) 年4月1日	
	平成 1	(1989)	年4月2日~平成 2	(1990) 年4月1日	
	昭和59	(1984)	年4月2日~昭和60	(1985) 年4月1日	
	昭和54	(1979)	年4月2日~昭和55	(1980) 年4月1日	
	昭和49	(1974)	年4月2日~昭和50	(1975) 年4月1日	
乳がん	昭和49	(1974)	年4月2日~昭和50	(1975) 年4月1日	
	昭和44	(1969)	年4月2日~昭和45	(1970) 年4月1日	
	昭和39	(1964)	年4月2日~昭和40	(1965) 年4月1日	
	昭和34	(1959)	年4月2日~昭和35	(1960) 年4月1日	
	昭和29	(1954)	年4月2日~昭和30	(1955) 年4月1日	

## 5 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象者に対するクーポン券の送付
- (2) 対象者のうち、初めて本事業の対象となった者(子宮頸がん20歳、乳がん40歳)に対する検診手帳の送付

- (3) 5 (1) のクーポン券を送付した者のうち、年度途中で未受診の者に対するハガキや電話等による受診再勧奨の実施
- (4) 対象者のがん検診台帳の整備
- (5) 対象者に対して行う、クーポン券の利用による、がん検診の自己負担分 の現物給付措置の実施

#### 6 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

- (1) この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」(以下「交付要綱」とする)に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。
- (2) 本事業における事務費の対象経費は、5 (1) から (4) の事業を実施する費用とする。
- (3) 本事業における検診費の対象経費は、5 (5) における自己負担額相当部分の費用のうち、過去5年度に一度も市区町村の実施する子宮頸がん、乳がん検診を受診していない者によるクーポン券の利用に限るものとする。ただし、受診者に自己負担額を請求する場合には、6 (1) に示す単価との差額を対象経費とする。

## 7 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

## 8 その他の留意事項

(1) 職域の者等の取扱いについて

医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団など(以下、「保険者」という。)被保険者本人及び扶養親族で、保険者によるがん検診など職域のがん検診(人間ドック等によるがん検診を受ける際の費用助成を含む。)を受けられる者は、本事業によるがん検診ではなく、保険者等による検診の受診を優先してほしい旨をクーポン券に記載し、配布する際に周知すること。

#### (2) 再勧奨について

受診再勧奨を行っても、がん検診を受診しない者については、今後のがん 検診受診率向上施策に資するため、未受診の理由(平日の受診が困難など)を 把握するよう努め、台帳に記載しておくこと。

また、事業の実施に当たっては、相談員を配置するなど、対象者等からの 問い合わせに対応できる体制を整備すること。

# (3) 受診案内、クーポン券、検診手帳について

受診案内、クーポン券、検診手帳は厚生労働省が示す見本を踏襲しつつ、受 診案内については、地域の状況や対象者の特性に応じたソーシャルマーケティ ングの手法を踏まえる等、受診行動につながる効果的な内容とすること。

また、クーポン券については、検診対象者及び検診実施機関において、当該 市区町村が発行した真正のクーポン券であることを容易に確認できるよう、必 ず公印を付すとともに、これまでに配布したものと混同しないよう、クーポン 券の色を変えるなどの配慮をすること。

# (4) 本人確認について

検診実施機関に対しては、クーポン券に記載された氏名及び住所について、 必ず保険証などで本人確認を行うよう周知を図ること。また、保険区分につい ても、必ず確認し、台帳に記載しておくこと。

# (5) 検診受診の利便性向上について

市区町村は、休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等他の検診(健診)との同時実施、マンモグラフィ車の活用等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。

また、本事業に併せて、対象者が胃がん、肺がん、大腸がん検診を受診しや すい環境づくりに配慮するよう努めること。

# (6) 検診に関する情報提供について

市区町村は、検診実施時間及び検診場所に関する情報を容易に入手できる方策や、予約の簡便化、直接受診に結びつく取組等、対象者に対する情報提供体制に配慮するよう努めること。

#### (7)他の市区町村での受診に対する配慮について

市区町村は、当該市区町村に居住する対象者が、別の市区町村で検診を受けることについて、地域の実情に応じて近隣の市区町村及び県域を越えた市区町村との連絡を密にするなど、一定の配慮を行うこと。

# (8)精密検査の結果について

検診実施機関で精密検査を行った場合、その結果を市区町村に報告するよう 求めること。

なお、検診実施機関とは異なる施設で精密検査を実施する場合は、検診実施機関において、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めるとともに、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

<精密検査と判断されたが、未受診の者に対する再勧奨等>

## 1 目的

この事業は、市町村及び特別区(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。)(以下「市区町村」という。)が実施する胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの要精密検査と判断された者に対して着実に精密検査を受診させることにより、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

# 2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

#### 3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」(平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)に定めるがん検診と同様に行うものとする。

### 4 対象者の考え方

対象者は、市区町村実施による5種類(胃/子宮頸/肺/乳/大腸)のがん 検診の受診結果で、要精密検査となったが、その後、医療機関に受診したこと が把握できていない者とする。

# 5 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象者に対する郵送、電話等による精密検査受診の有無の把握及び未受 診者への受診再勧奨の実施
  - ※この事業は、原則、がん検診を実施した年度中に行う精密検査への再勧 奨等とするが、前年度に実施したがん検診に対し、翌年度に行う精密検 査への再勧奨等についても対象とする。
- (2) 対象者のがん検診台帳の整備

# 6 経費の負担

経費の負担は、次に掲げるものとする。

(1) この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」(以下「交付要綱」とする)に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。なお、交付要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める単価については、別途通知する。

(2)本事業における対象経費は、5の事業を実施する費用とする。ただし、精密検査機関と市区町村間における対象者の受診状況連絡等については、除くものとする。

# 7 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣宛て報告するものとする。

# 8 精密検査の結果

指定医療機関で精密検査を行った場合は、その結果を市区町村に報告するよう求めること。